

## 第4回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成15年10月24日（金） 午後2時から

【開催場所】 市役所 2階 議会第3委員会室

【出席者】

寺本博美、大西憲一、筒井弘佳、大橋純郎、橋本英一、花山初子、米田としゑ、  
今井久晴

【事務局】

池田環境課長、吉川環境課長補佐、村田環境保全係長、環境推進係若山、小山

【協議内容】

### 1. 先進地視察（京都府城陽市）の報告について

寺本委員長「先般、10月9日に京都府城陽市に行き意見交換をしてきた。そこに、事務局より意見交換の報告をまとめていただいた。詳しい内容は、この報告書を読んでいただきたい。いくつかのポイントだけ紹介して皆で再確認したいと思う。環境基本条例をつくる時に何に一番力点をおいて討議しなければならないかという点であるが、まず、市を「環境」というキーワードでもって、5年・10年先の松阪市の環境を考えながら、どういう方向にもっていくのかという理念というものを持つべきであるということ。理念がないと、どんなにリーダーシップを発揮しようとしても（環境をよくすることは）難しいと城陽市の牧田さんからお話をうかがった。それと同時に、環境に対する皆さん共通の意識も持ちにくいので、日常的に環境に対する意識を高め

ていく活動の支援も積極的に行っていた。特に、城陽市自体は、人口・面積とも小さい。しかしながら、環境をよりよくしていこうという姿勢は非常に強く感じられた。そして、日常的に市民の方々の環境に対する意識を高めていこうとする熱意は感じられた。基本的にポイントはこの2つであるように思う。（市民懇話会においては）最初は手探りの状態であり、まず勉強会から始まった。会議の回数は基本的に月2回であり、それ以外に市民を集めた井戸端会議を各地区で行った。それと同時に、通常の会議の他に委員の自発的な意見交換会もかなり行われていたようである。その点では、委員同士のコミュニケーションを引き立たしたうえでの委員会であったのかなあと感じた。全部真似することはできないにしても、基本理念というものをきちっと踏まえておかなければいけない。つまり、環境を優先するけれどもそれだけではない。ただし、環境問題は避けて通れない重要な課題である。この点を念頭においてどのように（松阪市の環境を）もっていけばよいのか。このことは、城陽市側は再三おっしゃっていた。詳しいことは、報告書を読んでいただきご意見があれば、また言っていただきたい。」

## 2. 環境基本条例について

先の委員会にて、前文と目的について検討していただき、そこでの指摘事項を考慮して事務局より修正案を事前に各委員に送ってあったが、この修正案に対し、橋本委員より一部の記述を変更したものを案として提出したいとの意見が出た。

事前に配布された修正案と、橋本委員より提出された案を比較して、改めて前文の検討を行った。

### —橋本委員の提案の主な理由—

前回の検討結果をまとめた前文をみて、最初から10行目までの内容を読み、そのうちの5行目以降の部分に関して書き換えてみた。書き換えのポイントの一つは、多くの文人墨客の中に本居宣長が入っているということ。多くの文人墨客といいながら、江戸期に（松阪商人の活躍で）松阪において何人の文人墨客が輩出されたのかということ、何人もいないのではないか。宣長に関しては、松阪商人が隆盛であった経済環境を背景にして、また、参宮街道を行き交う人々の情報を大いに活用して、素晴らしい業績を今の時代にも残している。そのことから、宣長を文人墨客の1人として埋没してしまうのは表現として、もったいないのではないか。

宣長をなぜ今評価しなければいけないかというと、すでに宣長が過去の人であるという評価をこの中に表現しては、松阪市民として残念なことである。文人墨客というのは、松阪商人の活躍を背景にして生まれたといいながら、商人活動からすぐ文人墨

客につながるということ、その文人墨客の中に宣長を入れてしまうことで、宣長を封じ込めてしまうのではないか。宣長の現代的な評価というのが今これから生まれてくるとというのが前提である。宣長を文人墨客の中に封じ込めた過去の人考えてみなければいけないと思う。

—この案に対する主な意見—

---

- 前文とは何なのか？…環境基本条例の『前文』であるという認識が大切である。前文の部分に松阪市の個性を出したいというのであるが、場合によっては、もっとより大きな高い次元の計画・ルールづくりのその中での話として必要になってくる場合もある。
- 環境基本条例ということに関しては、何が大切なのかということをおよびさんの共通理解のもとでつくっていかないと、この前文が目的や基本理念に影響してくるわけであるから、その点を十分に踏まえたうえで内容を検討する必要がある。
- この条例を誰が読むかということをおよびさんと考えると、実際には、全ての市民に読んでいただくべきものである。表現はそのまま使えないかもしれないが、場合によっては、小学校の子どもたちの教材としても活用できるようなものでなければならない。
- どうしても出来あがった条例は、城陽市でも堅苦しいものになったようだ。環境に関するルールの箇条書きが条例であるから、どうしても簡潔明瞭にしてわかりやすく表現すべきということは、城陽市のお話にもあった。
- 一つひとつの内容に関しては理解できるのだが、環境基本条例の前文としては相応しいかどうかは疑問である。なぜかということ、松阪市の町について評価をしたこと。評価を前文に入れるということはどうか。法律の文章には評価をしてはいけないものである。
- 書き換えの部分は、松阪市を歴史と文化とを基本としたまちづくりの条例を作るのであればよいのであるが、ここでいっている自然環境というのは、本当の環境の問題である。後は都市環境というのは、条件的なものである。
- 「本居宣長は日本文化を近代へと導く扉を開いた。」という部分は、一つの評価であって、学問的なレベルで論じるといろいろな意見が出てくると思う。それだけに、私たちがこの委員会でそうした評価をして、客観的に全体を集約して出してよいものがどうか。これは控えたほうがよいと思う。
- 前文の中には、この条例をどのようにするかという方向性を示すことが必要であって、評価をしてはいけないと思う。

- 環境基本条例では、やはり自然環境がメインテーマになってくると思う。提言書の中に「水」というのをキーワードにして、いろいろなものを作っていくということになった。山も海も含めて。それと（条例も）合わせていかないといけない。
- 文人墨客という言葉が、果たしてよいのかどうか。
- 「蒲生氏郷の松阪開府の時に始まる商業重視策は…」と「偉大な国学者…」という部分は評価であり、「日本文化を近代へと導く扉を開いた。」という部分も意見のわかれるところであると思う。このような表現は避けるべきではないか。
- この歴史文化の関連記述を、小学生、中学生或いは、高校生、大学生が読むことを考えると、環境基本条例の前文としてここまで詳細に記述する必要はないだろうと思う。
- 前文に出さずに、説明の部分である程度補えばよいのではないか。
- 宣長が過去の人になってしまうという点は、基本理念のところでは松阪市の歴史、文化を発掘、保存して活用していくことを明記すればよいのではないか。前文にしては、歴史の記載が詳しすぎるのではないか。
- 松阪市にとって歴史、文化環境は重要なものであるが、全体のバランスがあると思う。歴史、文化環境の部分に重きをおくと、この条例の趣旨がぼけてしまう恐れがある。全体のバランスをとることも重要ではないか。
- 今回橋本委員の提案によって、より深い議論ができることは評価したい。
- これを読めば何が（どのような趣旨の条例であるかが）書いてあるのかというのが前文ではないか。ここに松阪市としての個性が（先の修正案で）見出せていると思う。
- 「…日本人の価値観の礎…」という評価はしすぎるように思う。この説明の部分にも、客観性が必要ではないか。宣長の業績を簡潔明瞭に表現するのはよいと思うが。

—「うるおいある豊かな環境」という環境像について—————

- 「うるおいある豊かな環境」というのは、どこで説明すべきなのか。前文なのか、目的なのか、定義なのか。
- 「うるおいある豊かな環境」というのは、抽象的な表現であるので定義に入れるべきなのか。

- 定義というのは、キーワードの説明である。「うるおいある豊かな環境」をキーワードにしているのはどうなのか。定義としては、いらないのかもしれない。
- しかし、「うるおいある豊かな環境」が一番訴えたい、いわばキャッチフレーズみたいなものではないか。
- 「うるおいある豊かな環境」は、この条例のキーワードになるべきものである。
- 「うるおいある」とは、「清潔な水や…恵みを意味する」という部分として、「歴史および文化環境」は「うるおい」ではなく、「豊かさ」に入れたほうがよいのでは。
- 「豊かな」というのは、いろいろな意味を含みやすい言葉である。
- 「うるおいある豊かな環境」の説明部分は、私たち委員が納得のいくものにすべきでないか。
- この説明では、すごく抽象的な表現になっている。この条例ができて、一般の市民の方が松阪市を「うるおいある豊かな環境」にしたいと思って、この説明文を読んだ時に、市民それぞれが持つ「うるおいあるゆたかな環境」のイメージが異なるように感じる。
- 「うるおいある豊かな環境」の持つイメージは直接基本理念に関わってくる。そういう意味では、ある程度イメージしておかないと、市民の持つイメージがバラバラになってしまう。
- もう少し具体的にわかるものが、この説明の部分に必要なのかもしれない。しかし「しあわせ」と同じように難しい作業である。
- 「うるおいある豊かな環境」というのは、それぞれ皆が違ったイメージを持っていいのではないか。定義づけてしまうのでは、広い範囲を逆に狭めてしまうことにつながらないのか。それぞれが「うるおいある豊かな環境」を求めていくなれば、あえて定義づけてしまわないほうがよいのでは。
- 「うるおいある豊かな環境」を具体的な形に表すのは大変だ。
- 「うるおいある豊かな環境」の持つイメージは市民一人ひとり違うが、その大きな目標に対して、では実際にどのようなものが「うるおい」なのかということは幾つかあげられる。
- 具体的にそれらのものがあがってきた時に、ある人にとっては「うるおいある豊かな環境」であっても、そうでない人もいる場合もある。

- 「うるおいある豊かな環境」というのは、環境に関するアンケート調査の結果から導きだされたものであると思うので、その説明には、アンケートの結果も触れるべき。
- 「うるおいある環境」と「豊かな環境」を別々に考えるのはどうか。
- 現段階では、「うるおいある豊かな環境」という言葉は綺麗な響きだが、中身はない状態である。これに意味付けをしなければいけない。
- 他の自治体でもなにげなく使われている「うるおいある」、「豊かな」と言う言葉はキャッチコピーとしてはよいように思われるが、この中身をどうするかというのがこの委員に課せられた重要な使命なのではないか。
- 条文の検討を進めていくうえで、「うるおいある豊かな環境」の具体的なイメージが浮かぶのではないか。
- 「うるおいある豊かな環境」という表現自体はよいのではないか。この環境像がこの条例におけるメインテーマになるのだと思うし、これの説明は避けて通れないと思う。漠然とした表現ではあるが、それをこの委員会の中で意見を出し合って、イメージを作り膨らまして、それで市民の皆さんがイメージを沸きやすいようにするのがこの委員会の目的の一つである。我々の意見+ $\alpha$ で具体的なイメージを作ればそれにこしたことはないし…この表現にもう一つ二つ付け加えたいというものが議論していけば出てくる筈である。今思い浮かぶのは、「安堵感」とか「安らぎ」を付け加えたい。今日、この「うるおいある豊かな環境」の定義を決める必要はないと思う。いろいろ検討していく中でイメージが沸いてきて、最終的に環境基本条例ができあがる時にイメージが固まればよいのではないか。だから、もっと議論すべきだと思う。
- 議論することで、違った表現も出てくるし委員の中での共通の理解も生まれてくる。

橋本委員の条文案の提案により、今までの委員会以上に議論を深めることができた。次回は、今回の課題を踏まえつつ、目的、基本理念の項目について検討することになった。

### 3. その他

月1回のペースで委員会を開催しているが、先の視察において月1回の開催でよいのかという意見があった。公式に月2回というと仕事を持っている委員が多いことから、難しいとのことであった。ただ、委員どうしで自発的に行うことは大切であり、

そのような方向で補うことが望ましいということになった。この件に関しては、次回の委員会でも考えることになった。

次回は11月28日（金）午後2時から、市役所 5階 特別会議室にて開催予定。